平成２６年（フ）第１３４号
相模原市緑区相原１丁目16番８号
債務者　梅津　　彩（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４３号
岐阜県恵那市長島町中野579番地16
債務者　中川光男こと　申　　燦浩
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１４号
北海道標津郡中標津町桜ヶ丘３丁目11番地２
マンションパシフィック106
債務者　鈴木　輝美（旧姓星）
１　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第１９８号
静岡市葵区唐瀬２丁目15番８号
債務者　桐原　祐子
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月１日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０９号
静岡県焼津市中島396番地の１
債務者　岡田　雄介
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月１日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
岐阜県高山市三福寺町3164番地18　ビエナ東山台２－Ｃ
債務者　河野由里子（旧姓吉村）
１　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午前11時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
岐阜県高山市松倉町2633番地20
債務者　長瀬喜代美
１　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月６日午前11時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第６号
東京都豊島区千川１丁目25番10号ミルリヴィエール105号
破産者　三澤　優樹
１　主文　当裁判所が平成26年４月22日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北海道苫小牧市澄川町５丁目19番１号」とあるのを「東京都豊島区千川１丁目25番10号ミルリヴィエール105号」と更正する。
２　決定年月日　平成26年６月４日
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６８０号
栃木県宇都宮市宿郷５丁目28番19号
破産者　所通信建設株式会社
１　決定年月日　平成26年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９６号
埼玉県吉川市高富１丁目５番地11
破産者　株式会社スマイルジャパン
１　決定年月日　平成26年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
相模原市南区大野台１丁目９番６号
破産者　株式会社栄商
１　決定年月日　平成26年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８２２号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目18番２号
破産者　有限会社リガード
１　決定年月日　平成26年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１号
兵庫県南あわじ市榎列上幡多124番地の１
破産者　関西ベジタブル株式会社
１　決定年月日　平成26年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第８号
熊本県天草市新和町小宮地763番地13
破産者　橋本　敬造
１　決定年月日　平成26年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第６６６号
福岡市中央区桜坂１丁目６番22号
破産者　有限会社ラ・ヴィ・吉田安政ライフ研究所
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２９７号
福岡県大野城市乙金台３丁目16番５号
破産者　株式会社オオノギ
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６号
新潟県上越市頸城区下吉77番地５
破産者　株式会社タカシ精密
１　決定年月日　平成26年６月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第６０９号
静岡市駿河区有東１丁目13番17号
破産者　株式会社葵
１　決定年月日　平成26年６月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部